

〔調査結果の概要〕

(注) 本概要は、介護事業所を除く集計対象企業（「調査の説明」 4 及び 7 参照）についての結果をまとめたものである。

1 年間所定労働時間（表 1、表 2）【集計表第 1-1～1-4 表】

年間所定労働時間（令和 6 年 1 月 1 日から同 12 月 31 日までの 1 年間）をみると、調査産業計では、「本社事務」で 1871 時間 36 分、「主たる事業所の交替なき勤務（以下「交替なき勤務」という。）」で 1881 時間 21 分、「主たる事業所の 2 交替勤務（以下「2 交替勤務」という。）」で 1871 時間 29 分、「主たる事業所の 3 交替勤務（以下「3 交替勤務」という。）」で 1859 時間 20 分となっている。

製造業では、「本社事務」で 1873 時間 02 分、「交替なき勤務」で 1877 時間 29 分、「2 交替勤務」で 1864 時間 27 分、「3 交替勤務」で 1848 時間 08 分となっている。

表 1 年間所定労働時間

(社、時間:分)

産業区分・年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2 交替勤務		3 交替勤務	
	集計 社数	年間所定 労働時間	集計 社数	年間所定 労働時間	集計 社数	年間所定 労働時間	集計 社数	年間所定 労働時間
調査産業計	159	1871:36	123	1881:21	57	1871:29	59	1859:20
製造業	92	1873:02	76	1877:29	44	1864:27	48	1848:08
前回(令和 4 年)								
調査産業計	170	1872:17	136	1879:57	61	1875:01	59	1858:42
製造業	98	1875:30	87	1881:18	47	1869:11	49	1854:29

(注) 「主たる事業所」とは、事業を営む上で主要な位置付けにあり、交替勤務に従事する労働者が比較的多い事業所をいう。

年間所定労働時間の分布をみると、調査産業計、製造業ともに「本社事務」、「交替なき勤務」、「2 交替勤務」及び「3 交代勤務」で「1850 時間以上 1900 時間未満」が最も多く、調査産業計で、それぞれ 59 社（集計 159 社の 37.1%）、43 社（同 123 社の 35.0%）、24 社（同 57 社の 42.1%）、24 社（同 59 社の 40.7%）。製造業で、それぞれ 42 社（同 92 社の 45.7%）、31 社（同 76 社の 40.8%）、19 社（同 44 社の 43.2%）、18 社（同 48 社の 37.5%）となっている。

表2 年間所定労働時間分布

(社、%)

産業区分・年	集計 社数	1,650 時間 未満	1,650 時間 以上 1,700 時間 未満	1,700 時間 以上 1,750 時間 未満	1,750 時間 以上 1,800 時間 未満	1,800 時間 以上 1,850 時間 未満	1,850 時間 以上 1,900 時間 未満	1,900 時間 以上 1,950 時間 未満	1,950 時間 以上 2,000 時間 未満	2,000 時間 以上
本社事務 調査産業計	159	1 (0.6)	3 (1.9)	5 (3.1)	6 (3.8)	38 (23.9)	59 (37.1)	23 (14.5)	18 (11.3)	6 (3.8)
製造業	92	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.1)	2 (2.2)	24 (26.1)	42 (45.7)	13 (14.1)	10 (10.9)	- (0.0)
前回(令和4年) 調査産業計	170	- (0.0)	5 (2.9)	2 (1.2)	8 (4.7)	40 (23.5)	58 (34.1)	33 (19.4)	18 (10.6)	6 (3.5)
製造業	98	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.0)	- (0.0)	24 (24.5)	45 (45.9)	18 (18.4)	10 (10.2)	- (0.0)
交替なき勤務 調査産業計	123	1 (0.8)	1 (0.8)	2 (1.6)	5 (4.1)	28 (22.8)	43 (35.0)	22 (17.9)	16 (13.0)	5 (4.1)
製造業	76	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.3)	2 (2.6)	19 (25.0)	31 (40.8)	14 (18.4)	9 (11.8)	- (0.0)
前回(令和4年) 調査産業計	136	- (0.0)	2 (1.5)	1 (0.7)	3 (2.2)	30 (22.1)	54 (39.4)	25 (18.4)	17 (12.5)	4 (2.9)
製造業	87	- (0.0)	- (0.0)	1 (1.1)	- (0.0)	18 (20.7)	41 (47.1)	15 (17.2)	11 (12.6)	1 (1.1)
2 交替勤務 調査産業計	57	1 (1.8)	1 (1.8)	1 (1.8)	1 (1.8)	13 (22.8)	24 (42.1)	7 (12.3)	7 (12.3)	2 (3.5)
製造業	44	1 (2.3)	1 (2.3)	1 (2.3)	1 (2.3)	10 (22.7)	19 (43.2)	5 (11.4)	6 (13.6)	- (0.0)
前回(令和4年) 調査産業計	61	- (0.0)	- (1.6)	1 (1.6)	2 (3.3)	17 (27.9)	21 (34.4)	10 (16.4)	7 (11.5)	2 (3.3)
製造業	47	- (0.0)	1 (2.1)	1 (2.1)	2 (4.3)	12 (25.5)	18 (38.3)	7 (14.9)	6 (12.8)	- (0.0)
3 交替勤務 調査産業計	59	2 (3.4)	- (0.0)	2 (3.4)	3 (5.1)	15 (25.4)	24 (40.7)	7 (11.9)	5 (8.5)	1 (1.7)
製造業	48	2 (4.2)	- (0.0)	2 (4.2)	3 (6.3)	15 (31.3)	18 (37.5)	5 (10.4)	3 (6.3)	- (0.0)
前回(令和4年) 調査産業計	59	1 (1.7)	- (0.0)	1 (1.7)	3 (5.1)	19 (32.2)	25 (42.4)	7 (11.9)	2 (3.4)	1 (1.7)
製造業	49	1 (2.0)	- (0.0)	1 (2.0)	3 (6.1)	16 (32.7)	21 (42.9)	5 (10.2)	2 (4.1)	- (0.0)

2 1日の所定労働時間（表3、表4）【集計表第2-1～2-4表】

1日の所定労働時間をみると、調査産業計では「本社事務」で7時間42分、「交替なき勤務」で7時間43分、「2交替勤務」で8時間21分、「3交替勤務」で7時間26分となっており、製造業では「本社事務」及び「交替なき勤務」で7時間45分、「2交替勤務」で8時間09分、「3交替勤務」で7時間26分となっている。

表3 1日の所定労働時間

(社、時間:分)

産業区分・年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2交替勤務		3交替勤務	
	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間	集計社数	1日の所定労働時間
調査産業計	159	7:42	122	7:43	56	8:21	58	7:26
製造業	92	7:45	76	7:45	44	8:09	48	7:26
前回(令和4年)								
調査産業計	170	7:43	135	7:43	59	8:13	59	7:29
製造業	98	7:46	87	7:45	46	8:09	49	7:30

1日の所定労働時間の分布をみると、調査産業計では「本社事務」「交替なき勤務」及び「2交代勤務」で「7時間30分超8時間未満」が最も多く、それぞれ76社（集計159社の47.8%）、64社（同122社の52.5%）、17社（同56社の30.4%）、「3交替勤務」で「7時間超7時間30分未満」の23社（同58社の39.7%）となっている。

製造業では「本社事務」「交替なき勤務」及び「2交替勤務」で「7時間30分超8時間未満」が最も多く、それぞれ57社（集計92社の62.0%）、46社（同76社の60.5%）、17社（集計44社の38.6%）、「3交替勤務」で「7時間超7時間30分未満」の17社（同48社の35.4%）となっている。

表4 1日の所定労働時間分布

(社)

産業区分・年	集計 社数	7:00 未満	7:00	7:00 超 7:30 未満	7:30	7:30 超 8:00 未満	8:00	8:00 超
本社事務								
調査産業計	159	-	10	8	24	76	41	-
製造業	92	-	-	1	16	57	18	-
前回(令和4年)								
調査産業計	170	-	8	10	28	75	49	-
製造業	98	-	-	1	19	56	22	-
交替なき勤務								
調査産業計	122	-	6	6	12	64	34	-
製造業	76	-	-	2	10	46	18	-
前回(令和4年)								
調査産業計	135	-	5	7	21	64	38	-
製造業	87	-	-	2	16	47	22	-
2交替勤務								
調査産業計	56	1	3	5	2	17	12	16
製造業	44	1	2	5	2	17	8	9
前回(令和4年)								
調査産業計	59	1	4	7	4	14	14	15
製造業	46	1	2	6	3	13	12	9
3交替勤務								
調査産業計	58	2	10	23	4	10	6	3
製造業	48	2	9	17	4	9	4	3
前回(令和4年)								
調査産業計	59	1	9	25	5	8	7	4
製造業	49	1	8	18	5	7	6	4

3 年間休日日数(表5、表6)【集計表第4-1~4-4表】

年間休日日数をみると、調査産業計では「本社事務」で122.2日、「交替なき勤務」で121.5日、「2交替勤務」で130.3日、「3交替勤務」で114.4日となっており、製造業では、「本社事務」で123.7日、「交替なき勤務」で123.2日、「2交替勤務」で131.6日、「3交替勤務」で115.7日となっている。

表5 年間休日日数

(社、日)

産業区分・年	本社事務		主たる事業所					
			交替なき勤務		2交替勤務		3交替勤務	
	集計 社数	平均 年間休 日日数	集計 社数	平均 年間休 日日数	集計 社数	平均 年間休 日日数	集計 社数	平均 年間休 日日数
調査産業計	160	122.2	116	121.5	52	130.3	51	114.4
製造業	92	123.7	73	123.2	38	131.6	41	115.7
前回(令和4年)								
調査産業計	170	122.3	124	121.2	58	127.3	55	114.7
製造業	98	123.2	78	122.2	43	129.0	45	116.1

年間休日日数の分布をみると、調査産業計、製造業とも「本社事務」、「交替なき

勤務」及び「2 交替勤務」で「120 日以上 125 日未満」が最も多く、調査産業計でそれぞれ 87 社（集計 160 社の 54.4%）、53 社（同 116 社の 45.7%）、20（同 52 社の 38.5%）、製造業でそれぞれ 51 社（同 92 社の 55.4%）、36 社（同 73 社の 49.3%）、17 社（同 38 社の 44.7%）となっている。

「3 交替勤務」では調査産業計で「105 日以上 110 日未満」が最も多く、11 社（集計 51 社の 21.6%）、製造業で「120 日以上 125 日未満」が最も多く、8 社（同 41 社の 19.5%）となっている。

表 6 年間休日日数分布

(社)

産業区分・年	集計 社数	100 日 未満	100 日 以上 105 日 未満	105 日 以上 110 日 未満	110 日 以上 115 日 未満	115 日 以上 120 日 未満	120 日 以上 125 日 未満	125 日 以上 130 日 未満	130 日 以上
本社事務									
調査産業計	160	-	4	5	5	8	87	48	3
製造業	92	-	-	-	-	5	51	36	-
前回(令和4年)									
調査産業計	170	-	3	5	4	9	100	46	3
製造業	98	-	-	-	-	6	62	29	1
交替なき勤務									
調査産業計	116	2	3	3	6	10	53	37	2
製造業	73	-	-	-	2	7	36	28	-
前回(令和4年)									
調査産業計	124	2	3	5	4	12	64	32	2
製造業	78	-	1	2	-	9	44	21	1
2 交替勤務									
調査産業計	52	1	2	3	2	5	20	6	13
製造業	38	-	-	-	2	5	17	6	8
前回(令和4年)									
調査産業計	58	2	5	4	2	6	21	7	11
製造業	43	1	1	1	2	6	18	7	7
3 交替勤務									
調査産業計	51	1	9	11	8	4	9	6	3
製造業	41	1	7	7	6	3	8	6	3
前回(令和4年)									
調査産業計	55	1	11	11	6	5	11	6	4
製造業	45	1	8	8	4	3	11	6	4

4 変形労働時間制・みなし労働時間制の採用状況（表 7）【集計表第 6 表】

各制度の採用状況をみると、次のとおりとなっている。

- ① 1 か月単位の変形労働時間制を採用している企業は調査産業計で 78 社（集計 149 社の 52.3%）、製造業で 44 社（同 86 社の 51.2%）となっている。
- ② 1 年単位の変形労働時間制を採用している企業は調査産業計で 45 社（集計 149 社の 30.2%）、製造業で 29 社（同 86 社の 33.7%）となっている。
- ③ フレックスタイム制を採用している企業は調査産業計で 116 社（集計 149 社の 77.9%）、製造業で 79 社（同 86 社の 91.9%）となっている。

- ④ 事業場外みなし労働時間制を採用している企業は調査産業計で 38 社（集計 149 社の 25.5%）、製造業で 27 社（同 95 社の 31.4%）となっている。
- ⑤ 専門業務型裁量労働制を採用している企業は調査産業計で 39 社（集計 149 社の 26.2%）、製造業で 32 社（同 86 社の 37.2%）となっている。
- ⑥ 企画業務型裁量労働制を採用している企業は調査産業計で 26 社（集計 149 社の 17.4%）、製造業で 19 社（同 86 社の 22.1%）となっている。
- ⑦ 高度プロフェッショナル制度を採用している企業は調査産業計、製造業とも 1 社（それぞれ集計 149 社の 0.7%、同 86 社の 1.2%）となっている。

表 7 変形労働時間制・みなし労働時間制の採用状況（複数回答）

								(社、%)
産業区分・年	集計 社数	1 か月 単位の変形 労働時間制	1 年単位 の変形労働時 間制	フレックス タイム制	事業場外み なし労働時 間制	裁量労働のみなし 労働時間制		高度プロフ ェッショナ ル制度
						専門 業務型	企画 業務型	
調査産業計	149	78 (52.3)	45 (30.2)	116 (77.9)	38 (25.5)	39 (26.2)	26 (17.4)	1 (0.7)
製造業	86	44 (51.2)	29 (33.7)	79 (91.9)	27 (31.4)	32 (37.2)	19 (22.1)	1 (1.2)
前回(令和4年)								
調査産業計	159	88 (55.3)	45 (28.3)	119 (74.8)	40 (25.2)	40 (25.2)	26 (16.4)	1 (0.6)
製造業	95	49 (51.6)	33 (34.7)	81 (85.3)	33 (34.7)	31 (32.6)	16 (16.8)	- (0.0)

5 所定外労働に係る割増賃金実働率（8 時間を超える所定外労働に係る取扱い）

1 か月の累計時間数に応じた割増賃金率をみると、次のとおりとなっている。

① 1 か月 45 時間以下の場合（表 8 ①）【集計表第 7-1 表】

調査産業計、製造業とも「30%」が最も多く、それぞれ 71 社（集計 160 社の 44.4%）、54 社（同 92 社の 58.7%）、次いで「25%」がそれぞれ 50 社（同 160 社の 31.3%）、13 社（同 92 社の 14.1%）となっている。平均割増率は調査産業計で 28.0%、製造業で 29.1%となっている。

② 1 か月 45 時間を超え 60 時間以内の場合（表 8 ②）【集計表第 7-2 表】

調査産業計、製造業とも「30%」が最も多く、それぞれ 73 社（集計 159 社の 45.9%）、55 社（同 91 社の 60.4%）、次いで調査産業計、製造業とも「25%」がそれぞれ 47 社（同 159 社の 29.6%）、12 社（同 91 社の 13.2%）となっている。平均割増率は調査産業計で 29.6%、製造業で 31.4%となっている。

③ 1 か月 60 時間超の場合（表 8 ③）【集計表第 7-2 表】

調査産業計、製造業ともに「50%」が最も多く、それぞれ 155 社（集計 160 社の

96.9%)、87社(同92社の94.6%)となっている。平均割増率は調査産業計で50.3%、製造業で50.5%となっている。

表8 所定外労働の割増賃金率

① 1か月 45 時間以下

(社)

産業区分・年	集計社数	25%	25%超 30%未満	30%	30%超	平均割増率 (%)
調査産業計	160	50	17	71	4	28.0
製造業	92	13	7	54	3	29.1
前回(令和4年)						
調査産業計	169	52	21	77	3	28.0
製造業	98	15	10	57	3	29.0

(注)割増賃金率が一定(定率)の企業の集計結果。

② 1か月 45 時間を超え 60 時間以内

(社)

産業区分・年	集計社数	25%	25%超 30%未満	30%	30%超	平均割増率 (%)
調査産業計	159	47	15	73	24	29.6
製造業	91	12	5	55	19	31.4
前回(令和4年)						
調査産業計	166	48	20	76	22	29.4
製造業	96	14	9	58	15	30.5

③ 1か月 60 時間超

(社)

産業区分・年	集計社数	50%	50%超 60%未満	60%以上	平均割増率 (%)
調査産業計	160	155	3	2	50.3
製造業	92	87	3	2	50.5
前回(令和4年)					
調査産業計	168	161	5	2	50.3
製造業	98	93	4	1	50.4

6 時間外労働・休日労働に関する労使協定の内容(主たる事業所)

(1) 時間外労働

主たる事業所における労使協定で定められている、延長することができる時間数(限度)をみると、次のとおりとなっている。

① 1日の限度(表9①)【集計表第8-1表】

調査産業計、製造業とも「7時間超」が最も多く、それぞれ76社(集計126社の60.3%)、37社(同68社の54.4%)、次いで、「4時間」が15社(同126社の11.9%)、11社(同68社の16.2%)、調査産業計では「6時間」が10社(同126社の7.9%)、製造業では「5時間」及び「6時間」がともに5社(同68社の7.4%)

等となっている。平均はそれぞれ9時間10分、8時間23分となっている。

② 1か月の限度（表9②）【集計表第8-2表】

調査産業計、製造業とも「45時間」が最も多く、それぞれ121社（集計150社の80.7%）、61社（同86社の70.9%）となっている。次いで調査産業計、製造業とも「40時間以上45時間未満」が18社（同150社の12.0%）、14社（同86社の16.3%）、「30時間以上40時間未満」が7社（同150社の4.7%）、7社（同86社の8.1%）等となっている。平均はそれぞれ43時間37分、42時間47分となっている。

③ 1年の限度（表9③）【集計表第8-3表】

調査産業計、製造業とも「360時間」が最も多く、それぞれ134社（集計149社の89.9%）、73社（同86社の84.9%）、次いで調査産業計、製造業とも「300時間以上360時間未満」が12社（同149社の8.1%）、10社（同86社の11.6%）等となっている。平均はそれぞれ354時間28分、351時間21分となっている。

表9 所定外労働時間に関する協定内容（主たる事業所）

① 延長することができる時間数 — 1日の限度—

（社、時間：分）

産業区分・年	集計社数	2時間以上 3時間未満	3時間	3時間超 4時間未満	4時間	4時間超 5時間未満	5時間	5時間超 6時間未満	6時間	6時間超 7時間未満	7時間	7時間超	平均時間
調査産業計	126	1	4	2	15	2	7	1	10	1	7	76	9:10
製造業	68	-	2	1	11	1	5	1	5	1	4	37	8:23
前回(令和4年)													
調査産業計	129	-	1	4	13	1	6	-	9	2	6	87	9:49
製造業	74	-	1	2	9	-	4	-	5	2	4	47	9:02

（注）特別条項に係るものを除く。

② 延長することができる時間数 — 1か月の限度—

（社、時間：分）

産業区分・年	集計社数	20時間未満	20時間以上 30時間未満	30時間以上 40時間未満	40時間以上 45時間未満	45時間	45時間超	平均時間
調査産業計	150	-	3	7	18	121	1	43:37
製造業	86	-	3	7	14	61	1	42:47
前回(令和4年)								
調査産業計	159	-	3	8	20	117	11	47:18
製造業	94	-	2	7	17	68	-	42:50

（注）特別条項に係るものを除く。

③ 延長することができる時間数 ― 1 年の限度―

(社、時間:分)

産業区分・年	集計 社数	200 時間 未満	200 時間 以上 300 時間 未満	300 時間 以上 360 時間 未満	360 時間	360 時間 超	平均時間
調査産業計	149	1	2	12	134	－	354:28
製造業	86	1	2	10	73	－	351:21
前回(令和4年)							
調査産業計	154	1	3	10	127	13	384:44
製造業	90	1	1	9	78	1	353:59

(注) 特別条項に係るものを除く。

(2) 法定休日の休日労働 (表 10) 【集計表第 9-1 表】

主たる事業所における労使協定で定められている法定休日に労働させることのできる日数 (1 か月当たり) をみると、調査産業計、製造業ともに「4 日以上 5 日未満」が最も多く、それぞれ 38 社 (集計 106 社の 35.8%)、23 社 (集計 54 社の 42.6%)、次いで「2 日以上 3 日未満」が 35 社 (同 106 社の 33.0%)、16 社 (同 54 社の 29.6%) となっている。平均はそれぞれ 3.1 日、3.2 日となっている。

表 10 法定休日労働に関する協定内容

(社、日)

産業区分・年	集計 社数	法定休日に労働させることのできる日数 (1 か月当たり)						平均 限度 日数
		2 日未満	2 日以上 3 日未満	3 日以上 4 日未満	4 日以上 5 日未満	5 日以上 6 日未満	6 日以上	
調査産業計	106	5	35	18	38	10	－	3.1
製造業	54	2	16	10	23	3	－	3.2
調査産業計	110	4	36	23	43	4	－	3.1
製造業	59	1	14	13	29	2	－	3.3

7 育児・介護に関する休業・休暇及び勤務時間の短縮

(1) 育児休業 (表 11) 【集計表第 10-1 表】

育児休業をすることができる子の年齢 (制度上認められている最長期間) をみると、調査産業計、製造業とも「子が 1 歳 6 か月を超え 2 歳になるまで」が最も多く、それぞれ 82 社 (集計 160 社の 51.3%)、52 社 (同 92 社の 56.5%)、次いで「子が 2 歳を超え 3 歳になるまで」が 47 社 (同 160 社の 29.4%)、26 社 (同 92 社の 28.3%) 等となっている。

表 11 育児休業

(社)

産業区分	集計社数	育児休業をすることができる子の年齢（制度上認められている最長期間）			
		子が1歳6か月になるまで	1歳6か月を超え2歳になるまで	2歳を超え3歳になるまで	3歳を超えても取得できる
調査産業計	160	14	82	47	17
製造業	92	7	52	26	7

(2) 子の看護休暇（子が2人以上の場合）（表 12）【集計表第 10-2 表】

子の看護休暇の最長（限度）日数をみると、調査産業計、製造業とも「1年に10日まで」が最も多く、それぞれ134社（集計158社の84.8%）、75社（同91社の82.4%）となっている。

休暇期間の賃金の取扱いをみると、全額支給期間の平均は調査産業計で10.3日、製造業で10.5日となっている。

表 12 子の看護休暇（子が2人以上の場合）

(社)

産業区分	集計社数	子の看護休暇の最長（限度）日数			
		1年に10日まで	1年に11日以上20日未満	1年に20日以上	期間の制限なし
調査産業計	158	134	10	13	1
製造業	91	75	8	8	－

(注) 「期間の制限なし」は労働者の希望する期間をそのまま認める場合を含む。

(3) 介護休業（表 13）【集計表第 10-3 表】

介護休業の最長（限度）期間をみると、調査産業計、製造業とも「1年」が最も多く、それぞれ87社（集計159社の54.7%）、52社（同91社の57.1%）、次いで「1年超」が37社（同159社の23.3%）、22社（同91社の24.2%）、「通算して93日まで」が23社（同159社の14.5%）、11社（同91社の12.1%）となっている。

表 13 介護休業

(社)

産業区分	集計社数	介護休業の最長（限度）期間				
		通算して93日まで	93日を超え1年未満	1年	1年超	期間の制限なし
調査産業計	159	23	10	87	37	2
製造業	91	11	5	52	22	1

(注) 「期間の制限なし」は労働者の希望する期間をそのまま認める場合を含む。

(4) 介護休暇（対象家族が1人の場合）（表14）【集計表第10-4表】

介護休暇の最長（限度）日数をみると、調査産業計、製造業とも「1年に5日まで」が最も多く、それぞれ118社（集計160社の73.8%）、64社（同92社の69.6%）、次いで「1年に10日以上」がそれぞれ34社（同160社の21.3%）、23社（同92社の25.0%）となっている。

休暇期間の賃金の取扱いをみると、全額支給期間の平均は調査産業計で6.8日、製造業で7.2日となっている。

表14 介護休暇（対象家族が1人の場合）

（社）

産業区分	集計社数	介護休暇の最長（限度）日数			
		1年に5日まで	1年に6日以上 10日未満	1年に10日以上	期間制限なし
調査産業計	160	118	8	34	－
製造業	92	64	5	23	－

（注）「期間の制限なし」は労働者の希望する期間をそのまま認める場合を含む。

(5) 男性労働者が制度上取得できる休暇【集計表第10-5】

男性が制度上取得できる休暇の状況は次のようになっている。

① 配偶者出産休暇（表15①）

配偶者出産休暇の制度上認められている最長（限度）日数をみると、調査産業計、製造業とも「2日超～5日」が最も多く、78社（集計139社の56.1%）、51社（80社の63.8%）となっている。平均は調査産業計で5.8日、製造業で4.8日となっている。

② 育児参加のための休暇（表15②）

育児参加のための休暇の制度上認められている最長（限度）日数をみると、調査産業計、製造業とも「10日超」が最も多く、それぞれ30社（集計62社の48.4%）、17社（集計38社の44.7%）となっている。平均は調査産業計で18.3日、製造業で18.2日となっている。

表15 男性労働者が制度上取得できる休暇

① 配偶者出産休暇

（社、日）

産業区分	集計社数	制度上認められている最長（限度）日数			
		2日以下	2日超～5日	5日超	平均 日数
調査産業計	139	39	78	22	5.8
製造業	80	22	51	7	4.8

② 育児参加のための休暇

(社、日)

産業区分	集計社数	制度上認められている最長（限度）日数			
		5 日以下	5 日超～10 日	10 日超	平均 日数
調査産業計	62	22	7	30	18.3
製造業	38	14	4	17	18.2

(6) 勤務時間の短縮【集計表第 10-6 表】

① 育児のための勤務時間の短縮（表 16①）

「育児のための勤務時間の短縮」について、勤務時間の短縮をすることができる子の年齢・学年（制度上認められている最長期間）をみると、調査産業計、製造業とも「小学校 4 年生以上小学校卒業まで」が最も多く、それぞれ 73 社（集計 159 社の 45.9%）、48 社（集計 92 社の 52.2%）、次いで「小学校に入学してから 3 年生修了まで」が 63 社（同 159 社の 39.6%）、31 社（同 92 社の 33.7%）等となっている。

1 日の就業時間のうちで短縮が認められる時間の平均は調査産業計、製造業ともに 2.4 時間となっている。

② 介護のための勤務時間の短縮（表 16②）

「介護のための勤務時間の短縮」について、勤務時間の短縮をすることができる最長（限度）期間をみると、調査産業計、製造業とも「3 年」が最も多く、それぞれ 70 社（集計 151 社の 46.4%）、41 社（集計 89 社の 46.1%）、次いで「期間の制限なし」が 48 社（同 151 社の 31.8%）、32 社（同 89 社の 36.0%）等となっている。

1 日の就業時間のうちで短縮が認められる時間の平均は調査産業計、製造業とも 2.5 となっている。

表 16 勤務時間の短縮

① 育児のための勤務時間の短縮

(社)

産業区分	集計社数	制度上認められている最長期間				
		子が 3 歳になるまで	3 歳を超え小学校に入学するまで	小学校に入学してから 3 年生修了まで	小学 4 年生以上小学校卒業まで	小学校卒業以降も利用できる
調査産業計	159	6	12	63	73	5
製造業	92	1	8	31	48	4

② 介護のための勤務時間の短縮 (社)

産業区分	集計社数	制度上認められている最長期間			
		3年未満	3年	3年超	期間の制限なし
調査産業計	151	22	70	11	48
製造業	89	10	41	6	32

(注) 「期間の制限なし」は労働者の希望する期間をそのまま認める場合を含む。

8 休業・休暇及び勤務時間短縮制度以外の仕事と育児・介護の両立を支援するための措置の採用状況 (表 17) 【集計表第 11 表】

休業・休暇及び勤務時間短縮制度以外の仕事と育児・介護の両立を支援するため、企業が採用している措置（複数回答）をみると、調査産業計、製造業とも「テレワーク」が最も多く、それぞれ 128 社（集計 152 社の 84.2%）、77 社（同 88 社の 87.5%）、次いで「フレックスタイム制」が 107 社（同 152 社の 70.4%）、72 社（同 88 社の 81.8%）等となっている。

表 17 休業・休暇及び勤務時間短縮制度以外の仕事と育児・介護の両立を支援するための措置の採用状況

(社)

産業区分	集計社数	仕事と育児・介護の両立を支援するための措置の採用状況（複数回答）					
		フレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ制度	事業所内保育施設の設置	テレワーク	育児・介護支援サービスの利用費用を助成	その他
調査産業計	152	107	97	27	128	79	29
製造業	88	72	49	18	77	44	13

9 年次有給休暇制度

(1) 勤続 1 年未満の者に対する勤続期間別付与日数 【集計表第 12-1～12-3 表】

勤続 1 年未満の者に対する年次有給休暇の付与日数を勤続月数別にみると、調査産業計、製造業とも勤続 3 か月、勤続 6 か月、勤続 9 か月すべての勤務月数別で、「10 日」が最も多くなっている。

(2) 勤続 1 年以上の者に対する勤続期間別付与日数（勤続 1 年、5 年、6 年 6 か月、10 年、20 年） 【集計表第 12-4、12-9、12-11～12-13 表】

勤続 1 年以上の者に対する年次有給休暇の付与日数を勤続年数別にみると、調査産業計では、勤続 1 年、勤続 5 年、勤続 6 年 6 か月、勤続 10 年、勤続 20 年ともに「20 日」が最も多くなっている。

(3) 最高付与日数 (表 18) 【集計表第 13、14 表】

年次有給休暇の最高付与日数をみると、調査産業計、製造業とも「20日」が最も多く、それぞれ119社（集計160社の74.4%）、67社（集計92社の72.8%）となっており、平均は調査産業計で20.8日、製造業で20.6日となっている。

また、最高付与日数到達勤続年数をみると、調査産業計では「6年」が最も多く45社（集計160社の28.1%）、製造業では「5年」が最も多く23社（同92社の25.0%）、次いで調査産業計では「5年」が30社（同160社の18.8%）、「1年未満」が24社（同160社の15.0%）、製造業では「6年」が19社（同92社の20.7%）、「1年未満」が15社（同92社の16.3%）となっており、平均は調査産業計で4年9か月、製造業で4年8か月となっている。

表18 年次有給休暇の最高付与日数（主たる事業所）

産業区分・年	集計社数	(社、日)										平均日数
		20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日以上	
調査産業計	160	119	10	14	2	4	7	-	1	-	3	20.8
製造業	92	67	8	10	2	2	3	-	-	-	-	20.6
前回(令和4年)												
調査産業計	169	128	11	14	3	3	8	-	-	-	2	20.7
製造業	98	76	7	9	1	1	4	-	-	-	-	20.5

(4) 年次有給休暇の取得状況（表19）【集計表第15-1表】

本社と主たる事業所における直近1年間の年次有給休暇の取得状況（令和6年6月以前の直近1年間の年次有給休暇年度の実績）をみると、調査産業計で1人当たりの新規付与日数は19.4日、平均取得日数は15.8日、1人当たり年次有給休暇取得率（新規付与日数に対する取得日数の割合）は79.6%、製造業で1人当たりの新規付与日数は19.2日、平均取得日数は16.4日、1人当たり年次有給休暇取得率は83.4%などとなっている。

1人当たりの取得率の分布をみると、調査産業計では「80%以上90%未満」が最も多く42社（集計146社の28.8%）、次いで「70%以上80%未満」が41社（同146社の28.1%）となっている。製造業では「70%以上80%未満」が最も多く31社（同84社の36.9%）、次いで「80%以上90%未満」が25社（同84社の29.8%）となっている。

表 19 年次有給休暇の取得状況（本社・主たる事業所）

（日、％）

産業区分・年	1人当たりの年次有給休暇の取得状況		
	新規付与日数	取得日数	平均取得率
調査産業計	19.4	15.8	79.6
製造業	19.2	16.4	83.4
前回(令和4年)			
調査産業計	19.8	14.5	73.4
製造業	19.7	15.3	77.3

(5) 長時間労働の削減（表 20）【集計表第 16 表】

長時間労働の削減についての対策の実施状況（複数回答）をみると、調査産業計、製造業ともに「年次有給休暇の計画的取得の取組み」が最も多く、それぞれ 143 社（集計 159 社の 89.9%）、86 社（同 92 社の 93.5%）、次いで調査産業計では「記念日休暇等労働者が利用しやすい休暇制度がある」が 126 社（同 159 社の 79.2%）、製造業では「記念日休暇等労働者が利用しやすい休暇制度がある」及び「労使で話し合いの場を設けている」が 74 社（同 92 社の 80.4%）となっている。

表 20 長時間労働の削減についての対策の実施状況

（社）

産業区分	集計 社数	長時間労働の削減についての対策の実施状況（複数回答）							
		ノー残業 デーを 設定	業務量 平準化など の改善策	時間外労働 の目標や インセンティブの 設定	年次有給 休暇の 計画的取得 の取組み	記念日休暇 等利用 しやすい 休暇制度	労使で 話し合いの 場を設定	勤務間 インターバルを 実施	その他
調査産業計	159	89	121	51	143	126	123	52	9
製造業	92	53	68	27	86	74	74	32	6

10 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組状況（表 21）

【集計表第 17 表】

令和 4 年 7 月から令和 6 年 6 月までの 2 年間における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組状況（複数回答）をみると、何らかの項目について労働組合から要求・申し入れがあった、あるいは何らかの項目について実施した企業は、調査産業計で 133 社、製造業で 76 社であった。

労働組合から要求・申し入れがあった項目は、調査産業計、製造業とも「育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充」が最も多く、それぞれ 43 社（集計 133 社の 32.3%）、23 社（同 76 社の 30.3%）、次いで調査産業計では「育児・介護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充」が 25 社（同 133 社の 18.8%）、製造業では「休日増」が 14 社（同 76 社の 18.4%）等となっている。

また実際に、労働組合からの要求の有無にかかわらず企業が実施した項目は、調査産業計、製造業とも「育児・介護・看護のための休業・休暇制度の拡充」が最も多くそれぞれ 71 社（集計 133 社の 53.4%）、38 社（同 76 社の 50.0%）となっている。次いで調査産業計では「出退勤の時間管理の徹底」が 49 社（集計 133 社の 36.8%）、「育児・介護のための勤務時間短縮制度の導入・拡充」が 35 社（同 133 社の 26.3%）、製造業では「出退勤の時間管理の徹底」が 27 社（同 76 社の 35.5%）、「労使委員会等の設置」が 20 社（同 76 社の 26.3%）等となっている。

表 21 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組状況（複数回答）
(社、%)

産業区分・年	集計 社数	休日増	出退勤の 時間管理の 徹底	年次有給 休暇の 時間単位の 取得制度の 導入・拡充	時間外労働 に関する 労使協定の 見直し	育児・介護・看護の ための休業・休暇制 度の拡充	育児・介護 のための 勤務時間 短縮制度の 導入・拡充	労使委員会 の設置
調査産業計 組合要求項目	133	21 (15.8)	19 (14.3)	19 (14.3)	12 (9.0)	43 (32.3)	25 (18.8)	17 (12.8)
企業実施項目	133	16 (12.0)	49 (36.8)	22 (16.5)	20 (15.0)	71 (53.4)	35 (26.3)	25 (18.8)
製造業 組合要求項目	76	14 (18.4)	11 (14.5)	13 (17.1)	8 (10.5)	23 (30.3)	12 (15.8)	13 (17.1)
企業実施項目	76	10 (13.2)	27 (35.5)	13 (17.1)	11 (14.5)	38 (50.0)	18 (23.7)	20 (26.3)
前回(令和4年) 調査産業計 組合要求項目	149	22 (14.8)	22 (14.8)	22 (14.8)	33 (22.1)	19 (12.8)	52 (34.9)	23 (15.4)
企業実施項目	149	10 (6.7)	62 (41.6)	62 (41.6)	33 (22.1)	25 (16.8)	87 (58.4)	41 (27.5)
製造業 組合要求項目	86	14 (16.3)	13 (15.1)	13 (15.1)	25 (29.1)	14 (16.3)	28 (32.6)	11 (12.8)
企業実施項目	86	5 (5.8)	33 (38.4)	33 (38.4)	21 (24.4)	15 (17.4)	45 (52.3)	23 (26.7)

(注) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組状況（複数回答）のうち、上位7項目を掲載。